

平成22年6月23日

日本弁理士会

(本意見に関する責任者)

副会長 正林 真之

執行理事 中川 裕幸

**文化審議会著作権分科会法制問題小委員会  
「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に関する意見**

標記意見募集に関して、下記のとおり当会の意見を提出します。

記

**◆第4章1 (2)【17頁～18頁】 類型Aについて**

権利制限の一般的規定の内容を本中間まとめにおける「類型A乃至類型C」の範囲に限定することについて、原則的に賛成する。権利制限の一般規定に漠然とした内容の条文を置くことは恣意的な解釈を生み、百害あって一理なしという状況が生じかねない。よって、制限規定の一般規定を設けるとしても、対称行為が明確になる程度に具体的に規定することが望まれる。その点で、この度の類型A乃至類型Cは具体的で権利者側の不測の不利益も最小限に留まると思われる。

ただし、「質的又は量的に社会通念上軽微」の要件については、不明確であるため慎重な検討を求める。例えば、類型Aに該当する例示として「写り込み」の「公衆送信」が挙げられているが、「公衆送信」が当然に「量的に軽微」の要件を満たすとするのは疑問がある。本中間報告では「適用を特定の支分権や特定の種類の著作物に限定する必要はないものと考えられる。」(25頁)としているが、特定の支分権に関する限定の必要性を排除せず、慎重な検討を求める。

また、他人の著作物の意図的な「写し込み」までを一般的規定に含める必要はないと考える。

**◆第4章1 (3) ②【19頁～20頁】 類型Bについて**

上記と同様に、「質的又は量的に社会通念上軽微」の要件については、不明確であるため慎重な検討を求める。例えば、「公衆送信」では、いかなる場合が「量的に軽微」の要件を満たすのか、はわかりにくい。本中間報告では「適用を特定の支分権や特定の種類の著作物に限定する必要はないものと考えられる。」(25頁)としているが、特定の支分権に関する限定の必要性を排除せず、慎重な検討が望ましいのではないか。

### ◆第4章1 (3) ③【20頁】 類型Cについて

著作物の鑑賞をともなわない解析作業や分析作業を著作権の制限規定に加えることは新しい視点であり、著作物がデジタル化、ネットワーク化された環境における現代において望ましい改正であると思われる。その解析結果が活用されることにより、著作物の評価や利用の促進が促進され、著作物の流通や違法若しくはモラル違反の著作物利用に歯止めをかけることができることを考えれば、著作者の利益にもなると思われる。

一方で、作業自体が「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」に該当しても、解析結果などの結果物が外に公表されることによって、それに解析元の著作物が複製されている場合、著作者の利用を害する可能性は否定できない。したがって、本類型Cを導入するとしても、例えば「結果物の公表に当たって原著作物の一部を利用するとしても、32条の引用の範囲を超えないこと」などといった制限規定を付することが望ましいのではないか。

### ◆第4章1 (5) ②【23頁】 類型Cのパロディの取り扱い

パロディとしての著作物の利用については、本中間まとめにおける「その解決を権利制限の一般規定の解釈に委ねるのは必ずしも適当ではない。」との考え方方に賛成する。

パロディは、「アンソロジー」といったような特定作品を基礎にして共通認識のもとで楽しむ作品を生むことがあり、これを合法的に認めることによって著作物の創作活性化を促す効果もある。その一方で、原作品を切取って再構成したり、映像に別のセリフを当てて全く別の主題を盛り込んだりするようないわゆる「MAD」作品のようなものも存在し、権利者からみれば自分の意思に反して翻案されることも少なくない。パロディとしての利用であるか否かの判断や基準の策定は困難であり、どのような利用行為であっても「パロディとして。」との言い訳がなされることが想定され、パロディを権利制限の一般規定の射程範囲に置くことは、権利者の利益を不当に害するおそれが大きいと思われる。

### ◆第4章2 (1) ①②【25頁】 条文化する場合の検討課題

「社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であることを追加の要件とする等の方策を講ずる。」ことに賛成する。

類型A乃至類型Cを含め、どのような利用態様であっても個別具体的に権利

者の利益を不当に害する場合があり得る。したがって、少なくとも「社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用」の範囲に制限する、安全装置的な規定を置くことに賛成する。

特に、公衆送信行為における、かかる権利制限の一般規定は、技術の進歩により現時点で予測し得ない著作権者の不利益を招く可能性があり、この権利者保護の規定を置くことによって、かかる不測の事態をカバーすることができるのではないか。

#### ◆第4章2 (1) ②【25頁】 権利制限の対象とする支分権及び著作権の種類

プログラムについて「Cの類型から除外して考える等も含め、慎重に検討する必要がある」との意見に賛成する。

そもそもプログラムは機能的著作物との表現があるように、「当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用」を考えておらず、著作物の複製、公衆伝達、翻案等の加工という支分権の行為を考えた場合に、プログラムに関する行為の多くがこれに該当する可能性があるのではないか。少なくともCの類型からプログラムの著作物は除外するべきではないだろうか。

以上